

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被 告 国 ほか1名

意 見 書

令和4年6月10日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井 上 恵理子

古 川 善 健

北 口 直

被告国は、原告らの令和4年5月11日付け調査嘱託申立書（以下「本件申立書」といい、本件申立書による調査嘱託の申立てを「本件申立て」、本件申立書に記載された調査事項(1)ないし(5)を「調査事項(1)」ないし「調査事項(5)」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、従前の例による。

## 第1 被告国の意見

本件申立てのうち

調査事項(1)に係る部分はしかるべき。

調査事項(2)ないし(5)に係る部分は速やかに却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 調査事項(2)ないし(5)を調査する必要性がないこと

(1) 調査嘱託は、証拠調べ手続の一つであるから（民事訴訟法186条）、証明すべき事実、すなわち、立証趣旨との関係から当該調査を行う必要性が認められなければならず（民事訴訟法181条1項）、①その立証命題そのものが当該事件の解決にとって関連性がない場合、②その事実が既に他の証拠により証明十分である場合、③立証命題には問題がないが、それに対して当該調査の関連性がない場合には、当該調査を行う必要性がないものと判断される（門口正人ほか「民事証拠法大系第4巻」171ページ参照）。

原告らは、本件申立書において、本件申立てにより証明すべき事実を「本件要件ハに関する、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の解釈運用」としている（本件申立書2ページ）。

被告国は、調査事項(1)に係る部分については、必要性を否定しないが、原告らが主張する証明すべき事実を明らかにするためには、調査事項(1)に

ついて調査を嘱託すれば足りるというべきであり、調査事項(2)ないし(5)については、この証明すべき事項との関係において、調査する必要性があることが何ら明らかにされていない（前記①及び②の観点）。

(2) さらに、調査事項(2)及び(3)は、経済産業省における本件要件ハの解釈の事業者に対する周知状況を問うものであるが、かかる周知状況いかんにより、原告らが主張する証明すべき事実である、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における本件要件ハに関する経済産業省の解釈やその運用状況が客観的に明らかになったり、その内容が特定されたりするものではない（例えば、経済産業省が事業者に対し、本件要件ハの解釈を周知していなかったとしても、それにより経済産業省の本件要件ハの解釈等が明らかになるものではない。）ので、調査事項(2)及び(3)は、立証命題との関連性もない（前記③の観点）。

(3) 以上により、調査事項(2)ないし(5)については、調査する必要性が認められない。

## 2 調査事項(4)及び(5)は調査嘱託の内容として不相当地あること

(1) 民事訴訟法186条が調査嘱託を証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証、検証といふ他の証拠調べ手続から独立した証拠調べ手続として定めたのは、官庁、公署、学校等の団体が職務・業務上保有する情報や、それを加工することなどにより容易に入手できる情報について、公正かつ確実な報告・回答が期待できる場合に、証人尋問等の手続を探るまでもなく、簡易迅速に証拠を収集できるようにしたものと解される（前記「民事証拠法大系第5巻」127及び128ページ、秋山幹男ら「コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕」127ないし129ページ参照）。

そうすると、民事訴訟法186条に基づく調査嘱託の内容は、嘱託先である団体等が団体として保有する情報によって客観的に報告することができる

ものに限られ、報告に当たって主觀を混入させるものは原則として調査の対象とならないと解されるほか、当該団体の手元にある資料から容易に結果の得られるものに限られると解される（前記「民事証拠法大系第5巻」141及び142ページ）。

(2) これを本件についてみると、調査事項(4)及び(5)は、経済産業省職員と警視庁公安部警察官とが面談したとされる特定日における両者のやりとりの内容（経済産業省職員の回答内容や発言内容）を問うものであるところ、特定日における面談の有無及び内容は、国の機関と地方公共団体の相互間における審議・検討又は協議に関する情報又は国の事務に係る内部情報であって（行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条5号及び6号参照）、詳らかにされるべきものではない上、仮に特定日に面談があったとしても、嘱託先である経済産業省は、警視庁公安部警察官とやりとりをした経済産業省職員の当該やりとりに関する個人の記憶をもとにして、主觀が混入した状態で裁判所書記官に報告するほかないのであって、客観的に報告することができるものではないし、容易に結果の得られるものともいえない。

また、調査事項(5)は、経済産業省職員が「他国との調和なく我が国だけ突出した規制を行うことに否定的な発言」や「乾熱殺菌につき、温度が上がりにくい箇所があるのではないかとの疑問を呈する発言」をしたか否かを問うものであって、「否定的な発言」、「疑問を呈する発言」などといった評価的な事項を問うものであり、報告に当たり主觀を混入させるものである。

したがって、調査事項(4)及び(5)は、民事訴訟法186条が調査嘱託を独立した証拠調べ手続として定めた趣旨に反することから、調査嘱託の内容として不相当である。

### 3 まとめ

以上のことおりであるから、調査事項(2)ないし(5)は調査嘱託の必要性がなく、

また、調査事項(4)及び(5)は調査嘱託の内容として不相当であるから、本件申立てのうち、調査事項(2)ないし(5)に係る部分は速やかに却下されるべきである。

以 上